# こころの健康センター所報

[令和2年度実績]



新潟市こころの健康センター

#### はじめに

新潟市こころの健康センターの令和2年度の所報をお届けいたします。市民の皆様、ならびに市内外の関係者の皆様におかれましては、令和2年度における当センターの事業内容をご覧いただき、忌憚のないご意見やご感想をくださいますようお願い申し上げます。

令和2年度は、年間を通して新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けました。特に年度当初は、マスクやアルコール類の入手もままならず、日常生活での感染防御の手法も確立されていなかったため、不安の中、試行錯誤を重ねながら業務を進めることになりました。

そのような困難な時期でも、措置入院業務や精神医療審査会などの法定業務を、関係機関の皆様のご尽力により滞りなく進めることができましたことに、深く感謝しております。

令和2年度における当センターの事業は基本的に前年度を踏襲していますが、各部門それぞれ新しい事業がありました。

グループ制部門では、依存症相談や回復プログラムに取り組んで、令和2年度3月には 依存症相談拠点を立ち上げることができました。また、新型コロナウイルス感染症に関す る心のケア対策としてメール相談を始めました。

精神保健福祉室では、精神障がいにも対応した地域包括ケアの構築を推進するための協議の場として「精神障がい者の地域生活を考える会」を立ち上げ、考える会の中に、人材育成、ピア活動、企画・調査の3つのワーキンググループを設けました。

いのちの支援室では、ICTを活用した相談事業であるインターネット・ゲートキーパー事業を企画し、当初は令和3年度に開始する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の自殺への影響を懸念し、令和3年3月に前倒しで始めることができました。

コロナ禍が長期化していることで、一人ひとりの心の健康が損なわれることが懸念されています。こころの健康センターといたしましては、関係機関・団体の皆様との連携をさらに強化し、精神保健福祉の専門機関として職員の資質の向上を図ることで、市民の皆様の心の健康の増進に取り組んでいきたいと考えております。つきましては、今後も、関係者の皆様の変わらぬ御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年12月 こころの健康センター 所長 福島 昇

# 目 次

1	施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	職員体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3	令和2年度歳入歳出決算状況・・・・・・・・・・・・・5
4	令和2年度事業実績
	(1) 会議運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) 審査判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	(3) 精神科救急医療対策・・・・・・・・・・・・・・・・・1 (
	(4) 措置入院・措置診察業務・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
	(5) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業・・・・・・・・・・・・・・1:
	(6) 自殺対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 5
	(7) ひきこもり対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 1
	(8) 依存症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2:
	(9) 人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 :
	(10) 普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 7
	(11) 技術指導及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7
	(12) 精神保健福祉相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 8
5	新潟市ところの健康センター冬間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 1 施 設 概 要

- **(1) 名 称** 新潟市こころの健康センター
- **(2) 所在地** 〒951-8133 新潟市中央区川岸町1丁目57番地1

電 話 0 2 5 - 2 3 2 - 5 5 6 0 (相談専用)

025-232-5551 (事務連絡専用)

F A X 025-232-5568

## (3) 沿革

平成19年4月1日 政令指定都市移行に伴い開設。

平成23年4月1日 組織改編に伴い、福祉部障がい福祉課より

精神保健福祉室が移管,いのちの支援室を新設。

平成24年4月1日 自殺予防総合対策センターを設置。

平成28年4月1日 法改正に伴い,自殺予防総合対策センターを

地域自殺対策推進センターに変更。

## (4) 案内図



# (5) 施設面積等

敷地面積 590.09㎡

延べ床面積 423.78㎡

駐車場 8台

構 造 鉄筋コンクリート造2階建

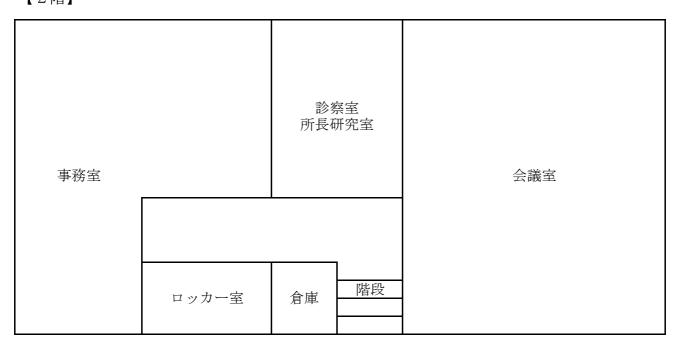
伊山古云	年 (2)			- 1	部	屋	
個別床面	惧(M)		名		称		床面積(m²)
		玄				関	4. 72
		事		務		室	61. 52
		書				庫	10. 53
		П	ツ	カ	<u> </u>	室	3.71
1階	134. 73	相	談	室		1	9.85
		相	談	室		2	8. 16
		相	談	室		3	14. 40
		待		合		室	14. 14
		カ	ル	テ保	管	庫	7. 70
		事		務		室	95. 25
		会		議		室	72. 83
2 階	197. 98	診察	案室•	所 長	: 研 タ	5 室	17. 45
		П	ツ	カ		室	8. 32
		倉				庫	4. 13
	合		計				332. 71

# (6) 施設平面図

# 【1階】

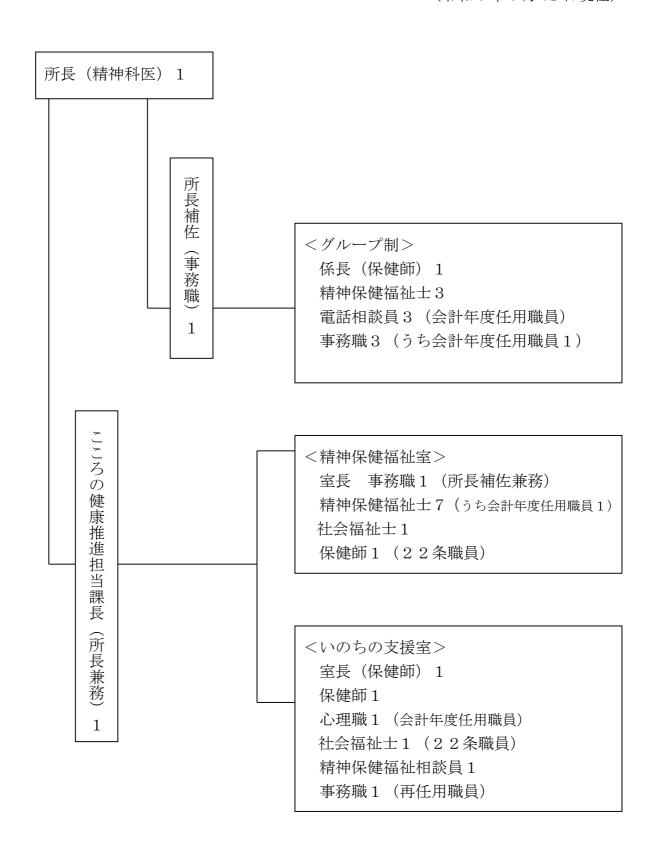
書庫	相談室 1	相談室 2	相談室 3		
ロッカー室	待合	待合室			
	カルテ保管庫	バリアフリートイレ	女性トイレ		
	ロッカー室	ロッカー室 でに	神合室 ロッカー室		

# 【2階】



# 2 職 員 体 制

(令和3年3月31日現在)



# 3 令和2年度 歲入歲出決算状況

# (1)歳 入

(単位:円)

科	目	決 算 額	備考
分担金及び負担金	(衛生費負担金)	19, 581	措置入院費用徵収額
使用料及び手数料	(行政財産使用料)	3, 505	清涼飲料水自動販売機設置に伴う使用料
国 庫 支 出 金	(衛生費国庫負担金)	18, 902, 405	措置入院費等負担金(移送費ほか)
	(民生費国庫補助金)	16, 699, 000	ひきこもり対策推進事業費補助金,社会活動支援事業費補助金,認知症対策等総合支援事業費補助金ほか
	(衛生費国庫補助金)	9, 774, 168	精神科救急医療体制整備事業費補助金, 地域自殺対策推進センター運営事業費補 助金ほか
	(地方創生推進交付金)	145, 200	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
県 支 出 金	(民生費県補助金)	3, 021, 000	地域生活支援事業費補助金ほか
	(衛生費県補助金)	23, 299, 000	地域自殺対策緊急強化事業費補助金
諸 収 入	(衛生費雑入)	68, 275	自動販売機電気料ほか
合	∄†	71, 932, 134	

# (2)歳 出

(単位:円)

	科 目		決	算	額	備考
報		酬	4,	100,	000	審査会委員、手帳等判定医等の報酬ほか
報	償	費	1,			研修会講師、委員等謝礼ほか
旅		費		251,	764	職員旅費,手帳等判定医費用弁償,講師 招聘旅費ほか
需	用	費	3,	510,	195	事務用消耗品費,印刷製本費,光熱水費等
役	務	費				郵便料,電話料,文書料等
委	託	料	67,	724,	987	事業委託料,清掃,警備(機械),自動 ドア点検等
使	用 料 及 び 賃 借	料				車両リース代,会場使用料・モバイルPC賃借料等
備	品 購 入	費		99,	499	web会議用スピーカー・空気清浄機
工	事 請 負	費		473,	600	自動ドア部品交換・給湯器修理
負 担	1 金補助及び交付	金	13,	416,	530	各種団体補助金・加入団体等負担金等
扶	助	費	26,	351,	746	措置入院に係る医療費
償 還	と金利子及び割引	料		652,	014	国庫負担金等の返還金
	合 計		124,	535,	449	

※職員の給与等を除く

# 4 令和2年度 事業実績

# (1) 会議運営

### ① 精神保健福祉庁内連絡会

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点および関係機関のコロナ対策優先により未開催とした。

### ② 精神保健福祉審議会

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条及び新潟市精神保健福祉審議会条例に基づき,精神保 健及び精神障がい者の福祉に関する事項を調査審議するため,年1回,精神保健福祉審議会を開催してい る。

日程	議事	出席者
令和3年	「会長の選任について」	
3月18日(木)	「精神保健福祉施策について」	
(書面開催)	「自殺総合対策について」	<b>老 昌 . 1</b>
	「新潟市医療計画の進捗状況について」	委員:15名
	「第4次新潟市障がい者計画及び第6期新潟市障がい福	
	祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画について」	
	「その他」	

#### ③ 精神保健指定医会議/精神科病院事務長·看護部長会議

精神保健福祉行政の推進のため、新潟県精神医療機関協議会との共催により、精神保健指定医会議及び精神科病院事務長・看護部長会議を新潟県と共同で開催した。

日程	議事	出席者
令和3年 3月12日(金) (書面開催)	「精神科救急医療対策事業の実施状況等について」 「措置入院の実績等について」 「精神科病院実地指導・入院患者病状実地審査について」 「精神医療審査会審査実績」 「精神保健指定医の証等について」 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム等について」 「な存症専門医療機関等の選定について」	県内精神保健指定医全員 県内精神科病院事務長全員 県内精神科病院看護部長全員

# (2) 審査判定

#### ① 精神医療審査会事務

精神医療審査会は、精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障がい者の処遇などについて、専門的かつ独立的な機関として審査を行っている。

#### 委員体制

合議体 2合議体

委員数 16名(医療委員6名 法律家委員5名 有識者委員5名)

## 開催状況

 合議体
 開催回数
 18回
 出席委員数
 延86人

 総会
 開催回数
 1回
 出席委員数
 延11人

#### 退院等請求審查

					審査	結果				
				現在の	他の入	病状等	入院又	面接		
	前年度			入院形	院形態	につい	は処遇	での	取り下げ	次年度
区分	繰り越	請求	審査	態によ	への移	て報告	は不適	意見	件数	繰り越
	し件数	件数	件数	る入院	行が適	を求め	当	聴取	(含消	し件数
				又は処	当	ること		件数	失)	
				遇は適		が適当				
				当						
退院請求	1	53	25	25	0	0	0	21	17	12
処遇改善請求	2	19	10	10	0	0	0	6	7	4
			35					27	24	16
合 計	3	72	(1.8)	35	0	0	0		(40.7%)	10
			注1					注 2	注 3	

注1) ()内は1回あたりの審査件数

注2) 6カ月月以内の複数回請求 … 書面審査のみ。(5件)

注3) () 内は請求件数に占める取り下げ件数の割合(%)

# 書類審査

			現在の入院	他の入院形	病状等につ	入院継続又	意見聴取
区	分	審査件数	形態による	態への移行	いて報告を	は処遇内容	件数
			入院又は処	が適当	求めること	は不適当	什奴
			遇は適当		が適当		
医療保証	<b></b>	1, 421	1, 421	0	0	0	0
定期病状報告	措置入院	8	8	0	0	0	0
<b>上</b>	医療保護入院	1, 302	1, 302	0	0	0	0
		2, 731					
合	計	(151. 7)	2, 731	0	0	0	0
		注 1					

注1 ( )は1回あたりの審査件数

# 退院等請求相談電話の受理状況

件	数	内 訳						
		入院者本人	家	族	等	そ	$\mathcal{O}$	他
	278	268			8			2

# 審查実績年次推移

H> +10 + 1 > +1 - 10			
	30 年度	令和元年度	令和2年度
審査会開催回数	18	18	18
退院等請求審査件数	33	45	47
入院届審査件数	1, 480	1, 424	1, 421
定期病状報告書審査件数	1, 351	1, 264	1, 310

#### ② 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費(精神通院医療)に関する判定事務

精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び等級判定,精神障害者の自立支援医療費に係る 支給認定のうち,専門的な知識及び技術を必要とするものに関して,委員6名で構成される 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給認定判定会において判定を行っている。

### 判定会開催回数

月2回(年間24回)

#### 精神障害者保健福祉手帳判定件数

(件)

					(17)		
		判定件数	2, 756				
		新規		649			
	内	更新		1, 940			
承	訳	等級変更	4				
認		計	2, 593				
		区分	1級	2級	3級		
		四月	184	2, 240	169		
	不 承 認			17			

<sup>※</sup>判定確定件数であり、継続件数は含まない

#### 自立支援医療費判定件数

(件)

判定件数		2, 866
	新規	1, 354
承	更新	1, 470
認	変更	13
	計	2, 837
	不承認	5

<sup>※</sup>判定確定件数であり、継続件数は含まない

<sup>※</sup>新型コロナウィルス感染症対策の一環として、令和2年3月1日から令和3年2月28日に有効期間終了する者については、更新申請手続きを省略し、有効期間を1年延長とした。

# (3) 精神科救急医療対策

## ① 精神科救急医療システム

休日昼間と夜間において、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、緊急に医療を必要とする 者に対して精神科救急医療体制を確保するため、新潟県と共同で精神科救急医療システムを運営している。

## 【休日昼間】

KILL IN TOTAL	【你自生间】						I	
年 度	ブロック 状況		県 北	新潟·佐渡	県 央	魚沼	上越	合 計
	稼働	日数	52	116	101	46	75	390
	当番	日数	121	171	121	121	121	655
	稼働	動率	43.0%	67.8%	83.5%	38.0%	62.0%	59. 5%
平成30年度		電話のみ	29	199	442	42	103	815
	₩₩.	来院	41	135	78	24	53	331
	対応件数	計	70	334	520	66	156	1, 146
		入院	9	32	44	7	25	117
	稼働日数		50	121	104	39	84	398
	当番日数		126	176	126	95	126	649
	稼働率		39. 7%	68.8%	82.5%	41.1%	66. 7%	61. 3%
令和元年度	対応件数	電話のみ	34	229	532	31	135	961
		来院	36	122	89	30	44	321
		計	70	351	621	61	179	1, 282
		入院	8	29	31	5	8	81
	稼働日数		38	120	103	41	90	392
	当番日数		122	172	123	89	123	629
令和2年度	稼働率		31. 1%	69.8%	83. 7%	46.1%	73. 2%	62.3%
		電話のみ	18	238	502	49	145	952
	₩₩	来院	33	90	73	20	47	263
	対応件数	計	51	328	575	69	192	1, 215
		入院	15	23	27	8	19	92

## 【夜間】

年 度	状 況	ブロック	県 北	新潟·佐渡	県 央	魚沼	上越	合 計
	稼働	日数	41	248	218	18	49	574
	当番	:日数	74	291	234	50	81	730
	稼働	動率	55. 4%	85. 2%	93. 2%	36.0%	60.5%	78.6%
平成30年度		電話のみ	24	1, 148	813	20	92	2, 097
	対応件数	来院	36	152	109	8	25	330
	<b>对心什</b> 级	計	60	1, 300	922	28	117	2, 427
		入院	8	50	69	2	9	138
	稼働日数		38	244	222	15	53	572
	当番日数		74	291	239	33	94	731
	稼働率		51.4%	83.8%	92.9%	45.5%	56.4%	78. 2%
令和元年度	対応件数	電話のみ	24	1, 176	1, 023	16	73	2, 312
		来院	32	143	100	5	20	300
		計	56	1, 319	1, 123	21	93	2,612
		入院	15	54	51	2	11	133
	稼働日数		35	242	221	16	53	567
	当番	:日数	74	291	241	29	95	730
令和2年度	稼働	動率	47. 3%	83. 2%	91.7%	55. 2%	55.8%	77. 7%
		電話のみ	29	1, 125	917	22	68	2, 161
	441.100 / 144 举/-	来院	26	147	88	5	20	286
	対応件数	計	55	1, 272	1, 005	27	88	2, 447
		入院	10	70	52	4	10	146

# ② 精神科救急医療システム連絡調整委員会

精神科救急医療システム連絡調整委員会は、精神科救急医療体制の円滑な運営を図るため、新潟県及び新潟市が共同で設置している。

【開催方法:オンライン】

日程	議事・報告	出席者
令和3年 1月12日(火) 午後4時 ~午後5時	【議事】 「精神科救急医療対策事業の稼働状況について」 「新潟県精神科救急情報センター・精神医療相談窓口の現状について」 「精神科救急指定病院からの御意見について」 「令和3年度の精神科救急医療システム事業について」 「当番変更に伴う事務連絡について」 「情報提供」	委 員 : 16名 事務局 : 10名 関係者 : 6名

## (4) 措置入院・措置診察業務

#### ① 入院措置業務

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条までの規定による申請,通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、同法第27条に基づき、精神保健指定医による措置診察を実施している。

(件)

年 度	申請·通報等種別	申請•通報等件数	措置診察件数	要措置件数	措置不要件数
	22 条申請	0	0	0	0
	23 条通報	97	69	48	21
平成 30 年度	24 条通報	54	9	7	2
十成 30 十度	25 条通報	0	0	0	0
	26 条通報	74	2	1	1
	合計	225	80	56	24
	22 条申請	0	0	0	0
	23 条通報	81	55	30	25
令和元年度	24 条通報	41	11	5	6
777471211分	25 条通報	1	0	0	0
	26 条通報	59	0	0	0
	合計	182	66	35	31
	22 条申請	0	0	0	0
	23 条通報	96	73	41	32
令和2年度	24 条通報	22	9	6	3
	25 条通報	0	0	0	0
	26 条通報	52	0	0	0
	合計	170	82	47	35

#### ② 措置入院制度連絡調整会議

措置入院制度の充実と円滑な運用を図るため、新潟県と共同で措置入院制度連絡調整会議を開催している。

【開催方法:オンライン】

日 程	議事	出席者
令和3年	【議事】	
1月12日(火)	「措置入院受入及び措置診察等の実績について」	委 員:15名
午後5時10分	「佐渡党内における措置入院制度の運用について」	事務局 : 10 名
~午後6時10分	「意見交換」	

#### ③ 措置入院者等の退院後支援

平成30年3月,厚生労働省より「地方公共団体による精神障害者の退位後支援に関する指針」の策定を受け、同年8月から措置入院者等の退院後支援を開始している。措置入院となった対象者のうち、退院後支援に同意した者に対し、支援ニーズの把握、個別ケース検討会議等を実施しながら退院後支援計画を作成し、計画に基づいた相談・訪問等の支援を実施している。13名に計画作成し、支援を実施した。

## (5) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう,受け皿となる地域づくり,人づくりを目的として体制整備を行っている。

### ①「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」の設置

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるための、保健・医療・福祉関係者による協議の場として令和2年から設置した。より当事者目線での協議ができるよう、既存の「精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会運営委員会(※)」の委員に、当事者、家族などを加え、拡充した。

- (※) 平成26年度から設置。官民協働、多職種で構成された委員で、関係機関職員の人材育成とネットワーク構築を目的に、毎年研修会等の企画・運営を行ってきた。
- ア 運営方法 地域の課題や各事業の成果等を評価し、支援体制や地域基盤の整備等について検討する「全体会」と、全体会での協議を受け、必要に応じて地域課題の解決に向けた具体的な取り組みを検討、実施する「ワーキンググループ」で運営。
- イ 委員構成 当事者、家族、精神科医、精神科病院の看護師、精神保健福祉士、相談支援事業者の相 談支援専門員、基幹相談支援センター相談員など 計16名

#### ウ 全体会

	開催日	内 容
第1回	令和2年 11月6日	・会長及び副会長の選出 ・「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」について ・令和元年度事業実績及び令和2年度事業実施状況 ・本市における精神障がい者の地域生活の現状と今後の方向性について
第2回	令和3年 1月29日	・「新潟市障がい福祉施策に関するアンケート調査」の概要及び結果 ・ワーキンググループ案と今後の進め方について →第1回で出された課題の解決に向けて、3つのワーキンググループが 立ち上げられた。「①人材育成班」「②ピア活動班」「③企画・調査班」

#### エ ワーキンググループ

① 人材育成班	平成 26 年度から実施している人材育成のための研修会や社会資源見学ツアー等を継続するとともに、人材育成や普及啓発のための新たな取り組みについて検討する。
②ピア活動班	孤立しない・させない支援体制づくり、話し相手や仲間づくりが必要であることから、ピア活動について検討する。
③ 企画・調査班	地域で生活する精神障がい者が、何に困っているのか、何を望んでいるのか等具体的に知るために、既存のアンケート調査結果の分析を行い、さらなる調査の実施も含め、新たな取り組みについて検討する。

# ②研修会等事業の実施

既存の「精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会運営委員会(※)」委員を中心に、地域の関係機関職員の人材育成とネットワーク構築を目的に、研修会等を開催した。令和3年度以降は、「ワーキンググループ」において、事業内容を検討する。

事業名・開催日	内 容	参加人数
「社会資源見学ツアー」	新型コロナウイルス流行により、例年通りの開催は難しい状況であったため、運営委員のみで各事業所を見学し、見学レポートを作成した。見学レポートは、市のホームページへ掲載するとともに、精神科病院、障がい福祉サービス事業所等へメールで送付した。 ① 北区コース②江南区コース③街歩きコース(中央区古町近辺)	_
「地域移行・地域定着 支援研修会」 令和2年12月18日	精神障がい者の地域移行・地域定着支援に取組むための人材育成と、 顔の見える関係づくりを目的とし研修会を行った。  1 当事者による体験談発表  発表者:ささえ愛よろずクリニック 当事者、スタッフ  2 講演「家族を支えると、当事者も変わる!?~普段の支援で、 家族に目を向けていますか?~」  講師:医療法人崇徳会こころのクリニックウィズ 後藤雅博 院長	会場参加 8名 ポンライン参加 44回線
「当事者交流会」 令和3年3月5日	精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをするため、当事者同士の交流を深め、お互いに支え合う仲間の輪を広げることを目的とし交流会を行った。  1 市内で活動する当事者グループの活動報告  発表者:にいがた温もりの会、精神障害者自助グループココカラ、ピアサポートグループほほえみの木  2 講演「当事者活動、ピアサポートの重要性」 講師:新潟大学大学院保健学研究科 成田太一 准教授	会場参加 30名
「精神科病院情報交換会」 令和3年3月19日	精神障がい者の地域生活支援のためのネットワークづくりと人材育成を目的に開催した。  1 行政説明  2 一般医療機関との連携について  3 地域移行の取り組みについて  4 PSW業務について  5 その他	ポライン会議 市内 9病院







## (6) 自殺対策

### ① 人材育成

#### ア 自殺対策研修会(医療・福祉関係者向け)

精神疾患に関する知識等を学び、早期発見・早期治療につなげることで、地域における自殺対策の一層の推進を図るため、研修会を開催した。

日程	内 容	対象・参加者
令和3年	≪講演≫	【対象】
2月27日(土)	演題:「うつ蔓延社会をうつ円満社会へ	医師, 歯科医師, 薬剤師, 看護
午後2時	~生きる力がわいてくるメッセージ 」	職,福祉関係者,心理職等
~午後4時		
	講師:澤登 和夫 氏	【参加者】
	(株式会社ありがトン代表取締役	59 名
	うつ専門カウンセラー)	
		【会場】
		新潟テルサ 大会議室

## イ『自殺予防のためのゲートキーパー養成テキスト』を活用した研修会

平成29年度に作成した,自殺予防のための"相談"や"連携"等についてグループワーク等を通して学べるテキストを活用し、研修会を実施した。

内 容	対象・参加者
≪講義≫ <ul> <li>・自殺の現状</li> <li>・自殺予防のための基礎知識</li> </ul> 等	【対象】 高等学校教職員向け:4回 保健師,ケースワーカー向け:3回
≪演習≫ ・自殺の反対語 ・自殺予防連携ゲーム「IDOBATA」 等	【参加者】 延 143 人

#### ウ 庁内職員向け自殺予防ゲートキーパー研修会

市職員全員が自殺リスクの高い人と接する機会があることから,対応能力の向上を図るため,市職員を対象に,研修会を開催した。

日程	内 容	対象・参加者
令和2年	【第1部】	【対象】
10月29日(木)	講義「自殺予防ゲートキーパーについて」	市職員
午後1時30分	講師:こころの健康センター いのちの支援室	
~午後4時40分	【第2部】	【参加者】
	「つなぎ先について学ぶ」	34名
	(自殺予防における連携先として、各関係機関の職員から紹介)	
	機関名:こころの健康センター、法テラス新潟、新潟市パーソナ	【会場】
	ル・サポート・センター,地域包括支援センター山潟,	新潟市総合保健医療セ
	基幹相談支援センター西、若者支援センターオール、新	ンター
	潟地域若者サポートステーション, 配偶者暴力相談支援	2階会議室
	センター、アルザ新潟	

# ② 相談支援

## ア こころといのちの寄り添い支援(自殺未遂者再企図防止)事業

事業内容	自殺未遂者の再企図防止を目的とし、自殺未遂者やその家族等に対して相談支援を行うとともに、地域における医療・保健・福祉関係者による支援体制を構築する。
事業対象者	新潟市内に居住する者で、自殺未遂者本人又は家族等の同意を得られた者で、以下に掲げる者を対象とする。 (1) 新潟大学医歯学総合病院又は新潟市民病院の救命救急センター等に自殺未遂で搬送された者で、医師等が当該事業の支援を必要と認めた者 (2) 救急隊員等が、自殺未遂により臨場し、当該事業の支援を必要と認めた者 (3) 警察官等が、自殺未遂に関する相談を受け、当該事業の支援を必要と認めた者 (4) 生活保護ケースワーカーが、自殺未遂をした被保護者のうち、当該事業の支援を必要と認めた者

## 【相談実績】相談件数及び支援方法別内訳

平成30年度

ケース実人数	±ロ⇒火スエヒ ヘン゚/トー米トー		相談延べ	件数内訳		関係機関	カンファレンス	単発相談	支援終了
7 7天八奴	相談延べ件数	訪問	来所	電話	その他	調整	NOTTOON	平光相談	又饭於 ]
新規 31 名(継続 16 名)									
47	643	142	80	419	2	453	7	344	22
(男性 19 名,女性 28 名)									

## 令和元年度

ケース実人数	+ロ=氷Zボ 。ヾ/トト-米ト-		相談延べ	件数内訳		関係機関	カンファレンス	単発相談	支援終了
クーク美八剱	相談延べ件数	訪問	来所	電話	その他	調整	NOTTOOX	<b>早</b>	又饭於 ]
新規 33 名 (継続 25 名)									
58	625	202	84	336	3	522	12	115	26
(男性 23 名, 女性 35 名)									

## 令和2年度

ケース実人数	相談延べ件数		相談延べ	件数内訳		関係機関	カンファレンス	単発相談	支援終了
ケーク美八級	相談延个件数	訪問	来所	電話	その他	調整	NOTTOON	平光作歌	义1友於 ]
新規 34 名 (継続 32 名)									
66	867	199	118	550	0	496	7	133	22
(男性 20 名,女性 46 名)									

## イ こころといのちのホットライン事業

事業内容	平日の日中に相談できない市民のために、平日夜間及び休日の時間帯の電話相談を委託し、 自殺の危険性の高い方に対する相談支援の充実を図る。 委託事業者:新潟市社会福祉協議会
事業対象者	原則として新潟市内に居住する者
事業実施時間	(1)平日:午後5時から午後10時まで (2)土・日,祝日,1月2・3日並びに12月29~31日:午前10時から午後4時まで
相談実績	【平成30年度】15,067件/年 【令和元年度】11,923件/年 【令和2年度】7,179件/年 ※無言電話,頻回電話対策として,令和元年5月8日より発信番号非通知電話のお断り,同年7月16日より1日の接続回数制限を実施

# ウ 新潟県こころの相談ダイヤル

事業内容	こころの健康などの相談を受けるため、従来の電話相談事業に業務委託の電話相談を加え、 24 時間、365 日の電話相談を実施する(新潟県・新潟市共同実施)。 ※新潟県が業務委託をし、新潟市は負担金を支出
事業対象者	原則として新潟市内に居住する者
事業実施時間	(1)平日:午後10時から翌午前8時30分まで (2)土・日,祝日,1月2・3日並びに12月29~31日:午後4時から翌午前10時まで ただし,翌日が平日の場合は午前8時30分まで
相談実績	【平成 30 年度】2,422 件/年 【令和元年度】2,503 件/年 【令和 2 年度】2,360 件/年

# エ くらしとこころの総合相談会事業

事業内容	法律やこころの健康など複合的な問題に対応し、市民が早期に適切な支援につながるよう、 弁護士、保健師、精神保健福祉相談員などによるワンストップの総合相談会を実施する。
事業対象者	原則として、新潟市内に居住する者
事業実施日等	《定例相談会》 (日時) 令和2年4月17日,5月15日(中止),6月19日,7月17日,8月21日,10月16日,11月20日,12月18日令和3年1月15日,2月19日午後5時30分から午後8時30分(会場)新潟市総合福祉会館 《新潟市自殺対策推進月間(9月)及び,自殺対策強化月間(3月)》 (日時) 令和2年9月18日令和3年3月19日午後2時30分から午後8時30分(会場)新潟市総合福祉会館 《定例日以外の相談会》 1.東区開催 (日時) 令和2年9月11日午後1時から午後5時(会場)木戸健康センター  2.西区開催 (日時) 令和3年3月26日午後1時から午後5時(会場)坂井輪健康センター
相談実績	【平成 30 年度】相談者数: 88 名 【令和元年度】 相談者数: 96 名 【令和 2 年度】 相談者数: 103 名

## ③ 事業推進体制

#### ア自殺対策協議会

本市の自殺対策に関する総合的な推進を図るため、自殺防止対策に関わる関係機関及び団体等で構成する会議を開催した。

日程	内 容	出席委員等
令和2年	・新潟市における自殺の現状について	【出席委員】
11月24日 (火)		15名(庁内関係委員を含む)
	・自殺総合対策について	
		【会場】
	・第2次新潟市自殺総合対策行動計画の進行管理	新潟市総合保健医療センター 講堂
	について	
	・新型コロナウイルス感染症による自殺対策関連	
	事業への影響について	
	・新潟いのちの電話	
	・新潟県弁護士会	
	・新潟県経営者協会	
	//	
	・その他	

#### イ 自殺対策実務者ネットワーク会議

自殺対策の推進に向けて、関係機関・団体における実務者レベルの密接な連携を強化し、本市の自殺対策の課題を共有しながら、問題解決に向けた具体的な対策を検討する場として、本会議を開催した。

日程	内 容	参加団体及び参加者数
令和2年	・各関係機関・団体における取り組み紹介	【参加団体】
6月5日(金)		・新潟県弁護士会
8月19日(水)	・自殺防止キャンペーンについて	・新潟県臨床心理士会
10月22日(木)		• 一般社団法人新潟市薬剤師会
12月22日(火)	・若年者の支援者向け勉強会について	・認定 NPO 法人 新潟 NPO 協会
令和3年		・その他関係団体
2月10日(水)	など	・新潟市
		【参加者数】
オンライン会議		延べ46名

#### ウ 若年層における自殺対策ワーキングチーム

若年層における自殺対策の推進に向けて、教育委員会等と連携を図りながら、本市における具体的な取組みを検討する場として、本会議を開催した。

7 - 1541/4 7 - 5 %							
日 程	内 容	参加団体及び参加者数					
令和2年	・新潟市の自殺の現状について	【チーム委員】					
5月28日(木)		・新潟大学人文社会・教育学系					
9月 7日 (月)	・各機関の現状と課題	教育学部 准教授 田中恒彦 氏					
令和3年		• 教育委員会学校支援課					
1月28日(木)	・教職員向け自殺予防ゲートキーパー研修につい	・教育委員会教育相談センター					
	て	・こころの健康センター					
	など	【会場】					
		こころの健康センター 会議室					

## ④ 普及啓発

## ア 自殺防止キャンペーン

新潟市自殺対策推進月間において、広く市民に自殺予防を呼びかけるため、自殺予防に関する相談窓口の 案内等が入った啓発用グッズを配布した。

日程	内 容	対象・参加者
令和2年 9月8日 (火)	・新型コロナウイルス感染症の影響により例年実施していた新潟駅前広場での街頭活動を中止し、パネル展示	【対象】 一般市民
~16 日 (水)	を実施	
【場所】	【展示内容】	
NEXT21	・自殺の現状について	
1階アトリウム	・相談窓口の案内	
	・自殺防止啓発グッズの机上配布	

# (7) ひきこもり対策

平成23年8月に、ひきこもりに関する総合的な窓口として「新潟市ひきこもり相談支援センター」を設置。ひきこもり相談支援センターを中心に、関係機関と連携しながら、ひきこもり支援を実施している。

### ひきこもり相談支援センター事業実績

## ① 職員体制

事業責任者兼支援コーディネーター (1名), 支援コーディネーター (3名)

## ② 相談, 訪問実績年次推移

		令和 ラ	元年度	令和	2年度
		実人数	延人数	実人数	延人数
訪問	件数	87	337	69	278
相談	総件数	299	1, 537	267	1,617
	<ul><li>電話</li></ul>	*196	499	*208	682
内	• 面接	*225	936	*171	719
訳	・メール	*24	59	*23	127
	• 所外	*33	43	*52	89

<sup>\*</sup>数重複

## ③ 年齡別新規登録者数

	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50歳以上	年齢不明	合計
令和元年度	32	56	36	23	20	10	177
令和2年度	19	27	23	20	10	7	106

## ④ 居場所等プログラム参加数

	実施回数	合計人数	男性(本人)	女性(本人)	保護者
令和元年度	86	619	375	210	32
令和2年度	79	405	236	52	86

<sup>※</sup>所外相談とは、新潟市万代市民会館および自宅以外での面接相談

## ⑤ 新潟市ひきこもり支援連絡会

会場 及び 日程	内 容	参加機関・出席者数
令和2年8月3日(月) 午前10時00分~11時30分 会場:新潟市総合保健医療 センター 2階 講堂	・令和元年度事業実績報告 ・区役所等での出張相談における状況と今後 の可能性 ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のた め、グループワーク、意見交換の時間なし。	【参加機関:27機関】 【出席者数:32名】 家族会,NPO団体 教育機関,福祉施設 新潟県,庁内関係機関

## ⑥ 各区におけるひきこもり支援連絡会

(主催:各区社会福祉協議会、ひきこもり相談支援センター)

## 注1) 各区共通案内機関とは

各区支援連絡会の定例参加機関は、区健康福祉課、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、 若者サポートセンター、パーソナルサポートステーション、こころの健康センター

会場 及び 日程	内容	参加機関・出席者数
【南区】	・南区の相談状況とひきこもり相談支援	【参加機関:12 機関】
令和2年10月15日(火)	センター事業紹介	【出席者数:14名】
午前:10 時 30 分~11 時 45 分 会場:南区社会福祉協議会	・各所属の状況報告、情報交換と今後に ついて ・質疑応答	注1) 共通案内機関以外 中央区社会福祉協議会
【北区】	・新潟市の相談状況とひきこもり相談支援	【参加機関:15 機関】
令和2年11月24日(火)	センターについて	【出席者数:17名】
午後:1時30分~3時00分 会場:北区社会福祉協議会	・参加所属の状況報告,情報交換と今後について	<u>注1)共通案内機関以外</u> ささえあいコミュニティ生活 協同組合
【西蒲区】	・西蒲区社会福祉協議会事業報告	【参加機関:15 機関】
令和3年3月5日(金)	・協力機関からの意見	【出席者数:23名】
午後:1時30分~4時00分 会場:巻地区公民館	・生きづらさを抱えた方の支援課題について ・次年度以降の連絡会の在り方について	注1) 共通案内機関以外 西蒲区教育支援センター 新潟市教育相談センター 西蒲区教育相談室
【江南区】	※既存のネットワーク会議内で実施	【参加機関:14 機関】
令和3年3月15日(月)	・新潟市ひきこもり市相談支援センターについて	【出席者数:26名】
午前:10時00分~11時30分会場:江南区社会福祉協議会	・事例検討・江南区社会福祉協議会の取り組みについて	注1) 共通案内機関以外 曽野木両川圏域支え合いの しくみづくり推進員、大江 山・横越圏域支え合いのし くみづくり推進員

# (8) 依存症対策

## ① 治療・回復プログラム

## 【集団プログラム】

## アルコール・薬物・ギャンブル依存治療・回復プログラム 〜新潟市版 SMARPP〜

アルコール・薬物・ギャンブルの問題を抱えた本人が依存症に対する正しいい知識や理解を深め、アルコール・薬物・ギャンブルに頼らない生活の継続を目指し、具体的な方法を習得することを目的に実施した。

【会場:新潟市こころの健康センター】

	日時	内 容	対象・参加者
第 1 回	令和2年9月14日(月) 午後2時~4時15分	<ul><li>・なぜ薬物やアルコールをやめなくてはいけないの?</li><li>・引き金と欲求</li></ul>	【対象】アルコール、 薬物、ギャンブル等で
第 2 回	令和 2 年 10 月 26 日 (月) 午後 2 時~4 時 15 分	<ul><li>自分のまわりにある引き金</li><li>自分のなかにある引き金</li></ul>	お困りで参加意欲がある人
第 3 回	令和2年12月14日(月) 午後2時~4時15分	<ul><li>・依存症ってどんな病気?</li><li>・再発を防ぐには</li><li>・再発の正当化</li></ul>	【参加者】 延 12 人
第 4 回	令和3年2月17日(月) 午後2時~4時15分	<ul><li>・強くなるより賢くなろう</li><li>・自分の再発・再使用のサイクル</li></ul>	実 6名

<sup>※</sup>感染症対策のため募集人数を5名程度に削減し実施。

#### 【個別実施】

ご本人から希望があった場合、来所相談の中で治療・回復プログラムを個別で実施した。

依存対象	プログラム名	実施人数 (実)
アルコール・薬物	新潟市版 SMARPP	1名
ギャンブル	SAT-G	4名
	GAT-G ライト	1名

## ② 家族支援【再掲】

アルコール及び薬物,ギャンブル等の依存の問題を抱える方の家族に対し,疾病理解と適切な対処・社 会資源の啓発を行い,家族の負担軽減や孤立予防を目的に実施した。

※精神保健福祉研修会 専門研修と兼ねて実施したため、支援者も参加

【会場:オンライン、新潟市総合保健医療センター 2階講堂】

日程	内 容	対象・参加者
<第1回>	講義:「依存症をもつ人に対する関わり方 ~イネーブ	【対象】
令和2年	リングからサポートへ~」	医療機関,障がい福祉サービス
11月11日(火)	講師:国立精神・神経医療研究センター	事業所,地域包括支援センター,
午後2時~	精神保健研究所薬物依存研究部	行政等の職員,依存症者を支え
午後 4 時 30 分	診断治療開発研究室長 近藤 あゆみ 氏	る家族
	家族会等体験談 発表者:新潟県断酒連合会(断酒会) 新潟県薬物依存症者家族会新潟グループ 全国ギャンブル依存症家族の会 新潟	【参加者】 家族 12名 支援者25名 計37名
<第2回>	講義:「依存症者を支える家族と援助者のための講演会」	【対象】
令和2年	講師:独立行政法人国立病院機構	医療機関,障がい福祉サービス
12月25日(水)	さいがた医療センター	事業所,地域包括支援センター,
午後2時~	精神科医 深石 翔 氏	行政等の職員、依存症者を支え
午後4時		る家族
		【参加者】 家族 8名 支援者21名 計29名

## ③ 依存症相談拠点設置(令和3年3月16日~)

「新潟市依存症相談拠点機関設置運営事業実施要綱」を策定し、新潟市こころの健康センターに依存症相談拠点を設置した。

# (9) 人材育成

#### ① 精神保健福祉研修会 基礎研修

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点および関係機関のコロナ対策優先により未開催とした。

## ② 精神保健福祉研修会 専門研修

アルコール及び薬物,ギャンブル等の依存の問題を抱える方の家族に対し,疾病理解と適切な対処・社会 資源の啓発を行い,家族の負担軽減や孤立予防を目指す。

また,依存症問題に関わる保健医療福祉従事者に対し,依存症問題に関する対応技術の向上,社会資源の 充実を目指す。

【会場:オンライン、新潟市総合保健医療センター 2階講堂】

口卯	大物・オンノイン、利倫	
日程 <第1回> 令和2年 11月11日(火) 午後2時~ 午後4時30分	内 容 講義:「依存症をもつ人に対する関わり方 ~イネーブ リングからサポートへ~」 講師:国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所薬物依存研究部 診断治療開発研究室長 近藤 あゆみ 氏 家族会等体験談 発表者:新潟県断酒連合会(断酒会) 新潟県薬物依存症者家族会新潟グループ 全国ギャンブル依存症家族の会 新潟	対象・参加者 【対象】 医療機関,障がい福祉サービス事業 所,地域包括支援センター,行政等の 職員,依存症者を支える家族 【参加者】 37名
<第2回> 令和2年 12月25日(水) 午後2時 ~ 午後4時	講義:「依存症者を支える家族と援助者のための講演会」 講師:独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター 精神科医 深石 翔 氏	【対象】 医療機関,障がい福祉サービス事業 所,地域包括支援センター,行政等の 職員,依存症者を支える家族 【参加者】 29名

## ③ 新潟圏域高次脳機能障害支援従事者研修 (※新潟地域振興局共催)

新潟圏域において、高次脳機能障害者の支援に従事する関係者に対して、研修を通じて高次脳機能障害に関する基礎知識の普及及び関係者の支援の向上を図るとともに、新潟圏域における支援ネットワークの構築に資することを目的とする。

【会場:オンライン】

日程	内 容	対象・参加者
令和2年 12月22日(火) 午後1時30分 ~午後4時30分	情報提供:「新潟県の高次脳機能障害者支援について」 新潟県高次脳機能障害相談支援センター 相談支援コーディネーター 荻野 見菜子 氏 講義:「高次脳機能障害の基礎知識」 講師:新潟医療福祉大学リハビリテーション学部 作業療法学科 助教 北上 守俊 氏 事例検討 講義:「高次脳機能障害者への支援のポイント」 講師:新潟医療福祉大学リハビリテーション学部 作業療法学科 助教 北上 守俊 氏	【対象】新潟圏域(新潟市, 五泉市, 阿賀野市, 阿賀町)の医療, 福祉, 行政等機関において, 高次脳機能障害者の支援に従事する者

# (10) 普及啓発

#### ① 出前講座

庁内の相談支援職員, 庁外の公的機関や企業などの外部機関, また一般市民等からの依頼により, 精神保健福祉に関する講演などを実施した。

内 容	依頼対象・回数・参加人数			
依頼テーマ:	【依頼元機関】			
「精神障がいについての研修」「発達障害について」	在宅医療福祉ネットワーク、社会福祉協議			
「病院と地域の連携で自殺未遂患者をささえる取組」	会,民生委員児童委員協議会,新潟県看護			
「コロナ禍における新潟市の自殺対策」	協会,新潟市薬剤師会			
等	【実施回数】5回			
	【参加人数】269名			
	グループ制 3回 180名			
	いのちの支援室 2回 89名			

#### ② 共催 新潟県精神保健福祉協会新潟市支部 市民講座

精神保健福祉の普及啓発事業として、一般市民や当事者・家族・関係者が、こころの障害をテーマに、講演会を実施する。

日 時 · 会 場	内 容	対象・参加者
	<講演会>	
令和2年11月19日(木)	演題 「ストレスと睡眠障害」	【対 象】一般市民
午後 6 時 45 分~午後 8 時 30 分	講師 白根緑ケ丘病院	【参加者】37名
【会場:東区プラザ】	院長 佐野 英孝 氏	

# (11)技術指導及び援助

関係機関に対し、事例検討会、面談、電話等による専門的指導援助を行う。

<内容(衛生行政報告例区分)>

老人精神保健 25件, 社会復帰 2件, アルコール 5件, 薬物 2件, ギャンブル 3件, ゲーム 1件, 思春期 9件, こころの健康づくり 4件, 自殺関連 2件,

その他(近隣苦情,困難事例対応 など)40件 合計93件

# (12) 精神保健福祉相談

市民等に対し、精神疾患や精神保健福祉に関する専門的な相談を行う。

#### 

	나 그러 나가 기사	88 <i>I</i> W		令和元年		令和2年度		
来所相談		開催日	実施回数	実人数	延人数	実施回数	実人数	延人数
	精神科医(所長)による 精神保健福祉相談	毎週木曜日	50	57	71	47	43	47
専	精神科医による 高齢者精神保健福祉相談	第2火曜日· 第4木曜日	23	13	13	18	3	3
門相談	精神科医による 思春期青年期相談	偶数月の第 2 木曜日	6	8	8	6	7	7
	専門の相談員による 依存症相談	第 1・3 月曜 日	20	21	23	22	21	28
	臨床心理士による こころの健康相談	第2・4 水曜日	24	27	27	24	24	24
小計				126	142		98	109
精神保健福祉相談員による 精神保健福祉相談		月~金曜日		177	281		171	261
合 計				303	423		269	370

===1 kn =1V	7-7-10-3V BB /W D		令和元年度		2年度
電話相談 開催日 開催日		実人数	延人数	実人数	延人数
精神保健福祉相談員による 精神保健福祉相談	月~金曜日	1,862	5, 305	2, 061	5, 314

31.00 le 36	31.00 10.30		平成元年度		2年度
訪問相談	開催日	実人数	延人数	実人数	延人数
精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談	月~金曜日	3	4	2	2

メールによる相談・問合せ	相談・問合せ		令和元年度		2年度
※令和元年度より集計	開催日	実人数	延人数	実人数	延人数
精神保健福祉相談員による相談	月~金曜日	19	30	32	45

# ② 来所相談(内訳)

## 男女別内訳

性 別	延人数	構成比
男	194	52. 2%
女	178	47.8%
計	372	100.0%

#### 地域別内訳

区 名	延人数	構成比
北区	13	3. 5%
東区	36	9. 7%
中央区	107	28.8%
江南区	36	9. 7%
秋葉区	20	5. 4%
南区	13	3. 5%
西区	111	29.8%
西蒲区	19	5. 1%
市外	11	3.0%
不明	6	1.6%
計	372	100.0%

## 月別相談人数

П	延人数	推出比
月		構 成 比
4月	23	6.2%
5月	15	4.0%
6月	28	7.5%
7月	32	8.6%
8月	36	9. 7%
9月	36	9. 7%
10月	34	9.1%
11月	30	8.1%
12月	34	9.1%
1月	28	7.5%
2月	35	9.4%
3月	41	11.0%
計	372	100.0%

#### 相談者年代別区分

1467 1 1 4071	<b>□</b> / <b>3</b>				
年 代	本 人	家 族	その他	計	構 成 比
0代	1	0	0	1	0.3%
10代	16	35	0	51	13. 7%
20代	29	18	0	47	12.7%
30代	37	28	0	65	17.5%
40代	47	42	0	89	24.0%
50代	37	24	1	62	16. 7%
60代	22	13	0	35	9.4%
70代	6	10	0	16	4.3%
80代	0	5	0	5	1.3%
90代	0	0	0	0	0.0%
不明	0	0	0	0	0.0%
合計	195	175	1	371	100.0%

## 相談経路内訳

機関	延人数	構 成 比
区役所・地域保健福祉センター	7	1.9%
教育関係	6	1.6%
司法関係	0	0.0%
警察関係	5	1.3%
その他の公的機関	19	5. 1%
精神科病院(医院)	11	2.9%
一般病院	1	0.3%
施設	0	0.0%
本・パンフレット・電話帳	9	2.4%
インターネット	21	5.6%
直接来所	7	1.9%
個人紹介	11	2.9%
市報にいがた	23	6.2%
継続	166	44.5%
その他	12	3.2%
不明	75	20.1%
計	373	100.0%

診断名内訳

<u> </u>			
診 断 名	ICDコード	延人数	構成比
症状性を含む器質性精神障害	F0	1	0.3%
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F1	7	1.9%
統合失調症,統合失調型障害および妄想性障害	F2	16	4.3%
気分(感情)障害	F3	30	8.1%
神経症性障害,ストレス関連障害および身体表現性障害	F4	48	12.9%
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F5	7	1.9%
成人のパーソナリティおよび行動の障害	F6	12	3.2%
精神遅滞[知的障害]	F7	5	1.3%
心理的発達の障害	F8	35	9.4%
小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害および特定不能の精神障害	F9	3	0.8%
神経系の疾患(てんかん等)	G40	2	0.5%
無し		75	20.2%
不明		131	35. 2%
計		372	100.0%
VIOD 1012# 12 NET			

※ICD-10に基づくコード番号

主訴内訳			
主訴の内容	延人数	Ž :	構 成 比
【発達の問題】			
自閉的な問題(PDD)	1		
注意欠陥・多動性障害	2		
発達遅滞に関する問題	0		
その他	0	3	0.8%
【性格・行動の問題】			
対人関係上の悩み	2		
アルコールの問題	31		
薬物依存の問題	4		
近隣とのトラブル	1		
非行・反社会的問題	1		
引きこもり	5		
身体上の悩み	0		
神経症的・心気的な訴え	37		
性格上の悩み	2		
食欲の異常	1		
生き方についての悩み	31		
認知症に関する問題行動	0		
ギャンブルの依存の問題	34		
その他	19	168	45. 2%
【結婚・遺伝の問題】	19	100	45. 2%
	1 I	<del></del>	
結婚・離婚の問題	1		
出産・育児上の悩み	0		
遺伝の問題	0	_	0.00/
その他	0	1	0.3%
【教育の問題】			
不登校に関する問題	15		
いじめに関する問題	0		
学校における問題	1		
その他	0	16	4.3%
【職業の問題】			
仕事に関する問題	5		
人間関係に関する問題	3		
経営不安・リストラ・倒産・失業に関する悩み	0		
その他	1	9	2.4%
【家庭内の問題】	•	-	
家庭内暴力	2		
家族間の問題	62		
虐待(児・高・障)	0		
高齢者の問題	2		
借金,多重債務	0		
その他	1	67	18.0%
【診断・治療】	1	01	10.0/0
精神障がいへの不安	36	ı	
精神障がいの受診・治療の問題			
有性障がいの文彰・冶炼の問題 幻覚・妄相の訴う	44		
2750			
医療機関の処遇の問題	0		
医療機関の照会	0	<u> </u>	00 0-1
その他	2	85	22.8%
【リハビリテーション	1		
社会復帰・デイケアに関すること	8		
精神障がい者への関わり方	10		
経済・福祉・法律に関すること	0		
その他	0	18	4.8%
【その他】			
人権に関すること	0		
情報提供	1		
自殺	1		
自死遺族	0		
犯罪被害	0		
その他	1		
災害	0		
	2	5	1. 3%
→ 上、小円		: n	
近況 計	۷	372	100.0%

## ③ 電話相談(内訳)

電話相談開催日		令和元年度		令和2年度	
电前作伙	州准口	実人数	延人数	実人数	延人数
精神保健福祉相 談員による精神 保健福祉相談	月~金曜日	1, 862	5, 305	2, 061	5, 314

#### 男女別内訳

7071/241 41/4		
区 分	延人数	構 成 比
男	2, 577	48.5%
女	2,670	50.2%
不明	67	1.3%
計	5, 314	100.0%

#### 地域別内訳

地域別的訳		
区 名	延人数	構 成 比
北区	292	5. 5%
東区	380	7.2%
中央区	887	16. 7%
江南区	252	4. 7%
秋葉区	192	3.6%
南区	90	1.7%
西区	786	14.8%
西蒲区	341	6.4%
小計	3, 220	60.6%
市外	171	3.2%
不明	1923	36. 2%
計	5, 314	100.0%

## 月別相談人数

月	延人数	構成比
4月	414	7.8%
5月	386	7. 3%
6月	470	8.8%
7月	492	9.3%
8月	462	8. 7%
9月	488	9. 2%
10月	499	9.4%
11月	403	7.6%
12月	412	7.8%
1月	386	7. 3%
2月	415	7.8%
3月	487	9. 2%
計	5, 314	100.0%

#### 相談者年代別区分

年代	本人	家族	その他	計	構 成 比
0代	0	9	0	9	0.2%
10代	82	153	26	261	4.9%
20代	243	98	22	363	6.8%
30代	420	93	11	524	9.9%
40代	836	79	22	937	17.6%
50代	730	71	37	838	15.8%
60代	650	49	19	718	13.5%
70代	102	56	17	175	3.3%
80代	35	27	10	72	1.4%
90代	0	2	0	2	0.0%
不明	1220	128	67	1415	26.6%
計	4, 318	765	231	5, 314	100.0%

### 相談経路内訳

機関	延人数	構成比
区役所・地域保健福祉センター	67	1.3%
教育関係	21	0.4%
司法関係	5	0.1%
警察関係	20	0.4%
その他の公的機関	74	1.4%
精神科病院(医院)	62	1.2%
一般病院	20	0.4%
施設	5	0.1%
本・パンフレット・電話帳	52	1.0%
インターネット	195	3. 7%
市報にいがた	60	1.1%
個人紹介	20	0.4%
直接来所	1	0.0%
その他	64	1.2%
継続	3, 253	61.2%
不明	1, 395	26.3%
計	5, 314	100.0%

診断名内訳

	ICDコード	延人数	構成比
症状性を含む器質性精神障害	F0	30	0.6%
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F1	51	1.0%
統合失調症,統合失調型障害および妄想性障害	F2	1, 371	25.8%
気分(感情)障害	F3	373	7.0%
神経症性障害,ストレス関連障害および身体表現性障害	F4	165	3. 1%
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F5	21	0.4%
成人のパーソナリティおよび行動の障害	F6	78	1.5%
精神遅滞[知的障害]	F7	74	1.4%
心理的発達の障害	F8	196	3.7%
小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害および特定不能の精神障害	F9	10	0.2%
神経系の疾患(てんかん等)	G	26	0.5%
無し		561	10.6%
不明		2, 358	44.4%
計		5, 314	100.0%

※ICD-10に基づくコード番号

主訴内訳

<u>土 計り式</u>		
主 訴	延人数	構成比
発達の問題	6	0.1%
性格・行動の問題	1,648	31.0%
結婚・遺伝の問題	40	0.8%
教育の問題	46	0.9%
職業の問題	354	6. 7%
家庭内の問題	411	7.7%
診断・治療	849	16.0%
リハビリテーション	135	2.5%
その他	1,825	34.3%
計	5, 314	100.0%

# 5 新潟市こころの健康センター条例

平成 18 年 12 月 21 日 条例第 80 号

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき,新潟市こころの健康センターを新潟市中央区川岸町1丁目57番地1に設置する。

(業務)

第2条 新潟市こころの健康センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものに関すること。
- (3) 前号に掲げる業務に係る診療に関すること。
- (4) 精神医療審査会の事務に関すること。
- (5) 法第 45 条第 1 項の規定による申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 52 条第 1 項に規定する支給認定(精神障がい者に係るものに限る。)に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(平 24 条例 104·一部改正)

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、 臨時にこれを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(開館時間等)

第4条 センターの開館時間は午前8時30分から午後5時30分までとし,第2条第2号の相談の受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし,市長が特に必要があると認めるときは,臨時にこれを変更することができる。

(平 19 条例 66·一部改正)

(使用料等)

第5条 センターにおいて行う第2条第3号の診療については、使用料及び手数料(以下「使用料等」 という。)を徴収する。

2 使用料等の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法第1号及び第2号又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準第1号及び第2号により算定した額とし、これらに規定されていないものについては、別に規則で定める額とする。

(平 20 条例 11·一部改正)

(使用料等の徴収時期)

第6条 使用料等は、その都度徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

#### (使用料等の免除)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、その使用料等の全部又は一部を免除することができる。

#### (その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第66号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 11 号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 104 号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。